



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 6 日 (火)
第 8 9 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (115) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (116) (〃) 2
	生活保護法による施術者の指定 (117) (〃) 2
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による指定登録機関の 指定 (118) (住まいまちづくり課) 3
	国土調査の成果の認証 (119) (農地・水保全課) 3
	森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (120) (林政企画課) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (121) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	土地改良区連合の役員の退任 (122) (中部総合事務所農林局) 7
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 7

告 示

鳥取県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
あかり薬局	倉吉市福庭町二丁目173-2	平成30年2月1日

鳥取県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
介護老人保健施設すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	平成20年10月1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 やず	八頭郡八頭町宮谷123	介護老人保健施設すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	通所リハビリテーション	平成20年10月1日
〃	〃	〃	〃	短期入所療養介護	〃

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 やず	八頭郡八頭町宮谷123	介護老人保健施設すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	介護予防通所リハビリテーション	平成20年10月1日
〃	〃	〃	〃	介護予防短期入所療養介護	〃

鳥取県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次

のとおり告示する。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所在地	指定年月日
角 一男	山光治療院	境港市麦垣町44-5	平成30年1月5日

鳥取県告示第118号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第25条第1項に規定する指定登録機関を指定したので、同法第28条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定登録機関の名称及び住所
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
鳥取市川端二丁目125
- 2 登録事務の範囲
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部
- 3 登録事務を行う事務所の所在地
鳥取市川端二丁目125
- 4 登録事務の開始の日
平成30年4月1日

鳥取県告示第119号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
境港市	平成27年度及び平成28年度	境港市（幸神町、新屋町の各一部）の地籍図及び地籍簿	境港市幸神町、新屋町の各一部	平成30年3月6日
日野郡日南町	平成21年度から平成24年度まで	日南町（大字花口の一部〔903-1、903-2〕）の地籍図及び地籍簿	日南町大字花口の一部	〃
〃	平成23年度から平成25年度まで	日南町（大字花口の一部〔20113140105、20113140106〕）の地籍図及び地籍簿	〃	〃
八頭郡智頭町	平成26年度から平成28年度まで	智頭町（大字西谷の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字西谷の一部	〃

鳥取県告示第120号

平成30年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当

該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を発した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
 - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
 - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者
 - (8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

 - ア いずれかの入札参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
 - イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - ウ いずれかの入札参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定によ

- り選任された管財人を含む。以下同じ。)が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書
- イ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日(鳥取県の休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。
- (4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。
- なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。
- ア 入札保証金
- 入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければ

ならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

鳥取県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社ふれあい	東伯郡北栄町	ふれあいホーム	倉吉市福庭町一	共同生活援助	平成30年3月1

	国坂279		丁目282		日
--	-------	--	-------	--	---

鳥取県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 下 一 郎 東伯郡琴浦町大字森藤128

平成30年1月31日退任

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・4・4号後藤駅天神町線

米子境港都市計画道路3・5・12号伯耆大山駅蚊屋線（変更前 米子境港都市計画道路3・5・12号伯耆大山駅下新印線）

2 都市計画を変更する土地の区域

（1）米子境港都市計画道路3・4・4号後藤駅天神町線

削除する部分

米子市米原及び錦町三丁目

（2）米子境港都市計画道路3・5・12号伯耆大山駅蚊屋線

削除する部分

米子市下新印

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成30年3月6日から同月20日まで